

茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

1. 基準制定の背景

「子ども・子育て支援新制度」では、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）への給付である施設型給付と地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）への給付である地域型保育給付が創設されます。

市は、認可を受けた施設、事業に対して、利用定員を定め、給付の対象となることを確認したうえで給付することになります。

本市では、国が定めた基準を踏まえ、国から給付を受ける施設・事業として適切な運営を確保するため、基準を定めるものです。

従うべき基準と参酌すべき基準とは…

「従うべき基準」

「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許されるもの
「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許されるもの

茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

■総則

1. 一般原則

■特定教育・保育施設の運営に関する基準

2. 利用定員
3. 内容及び手続きの説明及び同意
4. 正当な理由のない提供拒否の禁止
5. 定員を上回る利用の申込があつた場合の選考
6. あつせん、調整及び要請に対する協力
7. 受給資格等の確認
8. 支給認定の申請に係る援助
9. 心身の状況等の把握
10. 小学校等との連携
11. 教育・保育の提供の記録
12. 利用者負担額等の受領
13. 施設型給付費等の額に係る通知等
14. 特定教育・保育の取扱方針
15. 特定教育・保育に関する評価等
16. 相談及び援助
17. 緊急時等の対応
18. 支給認定保護者に関する市長への通知
19. 運営規程
20. 勤務体制の確保等
21. 定員の遵守
22. 掲示
23. 平等に取り扱う原則
24. 虐待等の禁止
25. 懲戒に係る権限の濫用禁止
26. 秘密保持等
27. 情報の提供等
28. 利益供与等の禁止
29. 苦情解決
30. 地域との連携等
31. 事故発生の防止及び発生時の対応
32. 会計の区分
33. 記録の整備
34. 特別利用保育の基準
35. 特別利用教育の基準

茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

■特定地域型保育事業者の運営に関する基準

36. 利用定員
37. 内容及び手続きの説明及び同意
38. 正当な理由のない提供拒否の禁止
39. 定員を上回る利用の申込があった場合の選考
40. あっせん、調整及び要請に対する協力
41. 受給資格等の確認
42. 支給認定の申請に係る援助
43. 心身の状況等の把握
44. 小学校等との連携
45. 教育・保育の提供の記録
46. 特定教育・保育施設等との連携
47. 利用者負担額等の受領
48. 施設型給付費等の額に係る通知等
49. 特定地域型保育の取扱方針
50. 特定地域型保育に関する評価等
51. 相談及び援助
52. 緊急時等の対応
53. 支給認定保護者に関する市町村への通知
54. 運営規程
55. 勤務体制の確保等
56. 定員の遵守
57. 掲示
58. 平等に取り扱う原則
59. 虐待等の禁止
60. 懲戒に係る権限の濫用禁止
61. 秘密保持等
62. 情報の提供等
63. 利益供与等の禁止
64. 苦情解決
65. 地域との連携等
66. 事故発生の防止及び発生時の対応
67. 会計の区分
68. 記録の整備
69. 特別利用地域型保育の基準
70. 特定利用地域型保育の基準
71. 特定保育所に関する特例
72. 施設型給付費に関する経過措置
73. 利用定員に関する経過措置
74. 連携施設に関する経過措置

茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

◇総則

◎：従うべき基準 △：参酌すべき基準

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
1	一般原則	△	<p>①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）</p> <p>・良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育を提供することにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>②特定教育・保育施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 ・地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、茨木市及びその他市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めなければならない。 ・特定教育・保育施設等を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 	国基準 のとおり

◇特定教育・保育施設の運営に関する基準

1 利用定員に関する基準

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準								
2	利用定員	◎	<p>①特定教育・保育施設（認定子ども園及び保育所に限る）は、その利用定員の数を20人以上とする。</p> <p>②次に掲げる施設の区分及び子どもの区分ごとに利用定員を定めるものとする。ただし、3号認定子どもについては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th> <th>子どもの区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園</td> <td>1号、2号、3号（1・2歳の子ども）、 3号（0歳の子ども）</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>1号区分</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>2号、3号（1・2歳の子ども）、 3号（0歳の子ども）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※認定区分</p> <p>1号認定子ども：保育を必要としない満3歳以上小学校就学前の子ども 2号認定子ども：保育を必要とする満3歳以上小学校就学前の子ども 3号認定子ども：保育を必要とする満3歳未満の子ども</p>	施設の区分	子どもの区分	認定こども園	1号、2号、3号（1・2歳の子ども）、 3号（0歳の子ども）	幼稚園	1号区分	保育所	2号、3号（1・2歳の子ども）、 3号（0歳の子ども）	国基準 のとおり
施設の区分	子どもの区分											
認定こども園	1号、2号、3号（1・2歳の子ども）、 3号（0歳の子ども）											
幼稚園	1号区分											
保育所	2号、3号（1・2歳の子ども）、 3号（0歳の子ども）											

2 運営に関する基準

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
3	内容及び手続きの説明及び同意	◎	<p>①特定教育・保育の提供の開始に際しては、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>②利用申込者から申し出があった場合、文書交付に代えて、利用申込者の承諾を得て、重要事項を電子情報処理組織を利用する方法により提供することができる。</p>	国基準 のとおり
4	正当な理由のない提供拒否の禁止	◎	①利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	国基準 のとおり
5	定員を上回る利用の申込があつた場合の選考	◎	①特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る）は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもの総数が、当該施設の1号認定子どもの利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	国基準 のとおり

No.	項目	従う又は参照すべき基準	国の基準	茨木市基準
5	定員を上回る利用の申込があつた場合の選考	◎	②特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る）は、利用の申込みに係る2号又は3号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、当該施設の2号又は3号認定子どもの利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ③特定教育・保育施設は選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行わなければいけない。	国基準のとおり
		△	④利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な特定教育及び保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	国基準のとおり
6	あっせん、調整及び要請に対する協力	◎	①特定教育・保育施設の利用について、本市及びその他市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 ②特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る）は、2号認定子ども又は3号認定子どもに係る当該施設の利用について本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国基準のとおり
7	受給資格等の確認	△	①特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、認定区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	国基準のとおり
8	支給認定の申請に係る援助	△	①支給認定を受けてない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ②支給認定の変更の認定申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	国基準のとおり
9	心身の状況等の把握	△	①特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。	国基準のとおり
10	小学校等との連携	△	①特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続ができるよう、支給認定子どもに係る情報の提供やその他の機関との密接な連携に努めなければならない。	国基準のとおり
11	教育・保育の提供の記録	△	・特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	国基準のとおり
12	利用者負担額等の受領	◎	①特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。 ③特定教育・保育の提供にあたって、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 ④①～③の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 ・日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ・特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ・食事の提供に要する費用 ・特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ・上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの ⑤①～④の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を支給認定保護者に対し交付しなければならない。 ⑥③④の金銭の支払を求める場合は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、④の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	国基準のとおり

No.	項目	従う又は参考すべき基準	国の基準	茨木市基準								
13	施設型給付費等の額に係る通知等	△	<p>①法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>②法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	国基準のとおり								
14	特定教育・保育の取扱方針	◎	<p>①施設の区分に応じて、子どもの心身の状況等を踏まえ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく指針 ※その他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえなければならない。</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>幼稚園教育要領</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく指針</td> </tr> </table>	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	認定こども園	幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく指針 ※その他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえなければならない。	幼稚園	幼稚園教育要領	保育所	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく指針	国基準のとおり
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領											
認定こども園	幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく指針 ※その他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえなければならない。											
幼稚園	幼稚園教育要領											
保育所	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく指針											
15	特定教育・保育に関する評価等	△	<p>①自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>②定期的に、支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者の評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	国基準のとおり								
16	相談及び援助	△	<p>①常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	国基準のとおり								
17	緊急時等の対応	△	<p>①職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	国基準のとおり								
18	支給認定保護者に関する市長への通知	△	<p>①特定教育・保育を受けている子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。</p>	国基準のとおり								
19	運営規程	△	<p>①次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的及び運営の方針 ・提供する特定教育・保育の内容 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ・支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び額 ・認定区分ごとの利用定員 ・利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 	国基準のとおり								
20	勤務体制の確保等	△	<p>①支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>②特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。</p> <p>③職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	国基準のとおり								
21	定員の遵守	△	<p>①利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	国基準のとおり								
22	掲示	△	<p>①特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	国基準のとおり								
23	平等に取り扱う原則	◎	<p>①子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	国基準のとおり								
24	虐待等の禁止	◎	<p>①職員は、支給認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	国基準のとおり								

No.	項目	従う又は参考すべき基準	国の基準	茨木市基準
25	懲戒に係る権限の濫用禁止	◎	①特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、懲戒に関し支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国基準のとおり
26	秘密保持等	◎	①職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	国基準のとおり
27	情報の提供等	△	①特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ②当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	国基準のとおり
28	利益供与等の禁止	△	①利用者支援事業等を行う者又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ②利用者支援事業等を行う者又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	国基準のとおり
29	苦情解決	△	①提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ③提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又はその家族からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ④提供した特定教育・保育に関し、本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。 ⑤本市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。	国基準のとおり
30	地域との連携等	△	①運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。	国基準のとおり
31	事故発生の防止及び発生時の対応	◎	①事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 ・事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備すること ・事故発生の防止のための委員会及び従事者に対する研修を定期的に行うこと ②支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ③事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ④支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	国基準のとおり
32	会計の区分	△	①特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	国基準のとおり

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
33	記録の整備	△	<p>①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>②支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育の提供に当たっての計画 ・提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ・支給認定保護者に関する市長への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	国基準 のとおり

3 特例施設型給付費に関する基準

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
34	特別利用保育の基準	◎	<p>①特定教育・保育施設（保育所に限る）が、1号認定こどもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>②特定教育・保育施設（保育所に限る）が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している2号認定子どもに係る総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>③特定教育・保育施設（保育所に限る）が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定を適用する。（一部の項目を除く）</p>	国基準 のとおり
35	特別利用教育の基準	◎	<p>①特定教育・保育施設（幼稚園に限る）が、2号認定子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>②特定教育・保育施設（幼稚園に限る）が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る2号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもに係る総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>③特定教育・保育施設（幼稚園に限る）が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、「特定教育・保育施設の運営に関する規準」の規定を適用する。（一部の項目を除く）</p>	国基準 のとおり

◇特定地域型保育事業者の運営に関する基準

1 利用定員に関する基準

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準										
36	利用定員	◎	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業</td> <td>1人以上5人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業A型及び 小規模保育事業B型</td> <td>6人以上19人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業C型</td> <td>6人以上10人以下</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定地域型保育事業を行う事業所ごとに、3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳以上の子どもと満1歳未満の子どもに区分して定めるものとする。</p>	事業区分	定員	家庭的保育事業	1人以上5人以下	小規模保育事業A型及び 小規模保育事業B型	6人以上19人以下	小規模保育事業C型	6人以上10人以下	居宅訪問型保育事業	1人	国基準 のとおり
事業区分	定員													
家庭的保育事業	1人以上5人以下													
小規模保育事業A型及び 小規模保育事業B型	6人以上19人以下													
小規模保育事業C型	6人以上10人以下													
居宅訪問型保育事業	1人													

2 運営に関する基準

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
37	内容及び手続きの説明及び同意	◎	<p>①特定地域型保育の提供の開始に際しては、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>②利用申込者から申し出があった場合、文書交付に代えて、利用申込者の承諾を得て、重要事項を電子情報処理組織を利用する方法により提供することができる。</p>	国基準 のとおり

No.	項目	従う又は参考すべき基準	国の基準	茨木市基準
38	正当な理由のない提供拒否の禁止	◎	①利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	国基準のとおり
39	定員を上回る利用の申込があつた場合の選考	◎	①利用の申込みに係る3号認定子どもの数及び事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が、当該事業所の3号認定子どもの利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ②事業者は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	国基準のとおり
			△ ③地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	国基準のとおり
40	あっせん、調整及び要請に対する協力	◎	①特定地域型保育事業の利用について、本市及びその他市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 ②3号認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国基準のとおり
41	受給資格等の確認	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準のとおり
42	支給認定の申請に係る援助	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準のとおり
43	心身の状況等の把握	△	①特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。	国基準のとおり
44	小学校等との連携	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準のとおり
45	教育・保育の提供の記録	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準のとおり
46	特定教育・保育施設等との連携	◎	①特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業を行う事業者については、この限りでない。（居宅訪問型保育事業を除く） ・特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと ・必要に応じて、代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、代わって提供する特定教育・保育）を提供すること ・特定地域型保育事業者により保育の提供を受けていた支給認定子どもを、特定地域型保育の提供の終了に際して、支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育及び保育を提供すること ②居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の乳幼児に対する保育を行う場合は、①にかかわらず、子どもの障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市長の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育を行う事業者については、この限りでない。 ③事業所内保育事業を行う者で、利用定員が20人以上のものについては、①の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、連携協力を求めることを要しない。	国基準のとおり
			△ ④特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	国基準のとおり
47	利用者負担額等の受領	◎	①特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。	国基準のとおり

No.	項目	従う又は参考酌すべき基準	国の基準	茨木市基準
47	利用者負担額等の受領	◎	<p>②法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>③①②の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、特定地域型保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>④①～③の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品 ・特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用 ・特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ・上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給保護者に負担せざることが適当と認められるもの <p>⑤①～④の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>⑥③④の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、④の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	国基準のとおり
48	施設型給付費等の額に係る通知等	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準のとおり
49	特定地域型保育の取扱方針	◎	①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	国基準のとおり
50	特定地域型保育に関する評価等	△	<p>①自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>②定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	国基準のとおり
51	相談及び援助	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準のとおり
52	緊急時等の対応	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準のとおり
53	支給認定保護者に関する市町村への通知	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準のとおり
54	運営規程	△	<p>①次に掲げる事項の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・提供する特定地域型保育の内容 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ・支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ・利用定員 ・特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 	国基準のとおり
55	勤務体制の確保等	△	<p>①支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>②事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。</p> <p>③職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	国基準のとおり
56	定員の遵守	△	①利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	国基準のとおり

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
57	掲示	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
58	平等に取り扱う 原則	◎	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
59	虐待等の禁止	◎	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
60	懲戒に係る権限 の濫用禁止	◎	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
61	秘密保持等	◎	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
62	情報の提供等	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
63	利益供与等の禁 止	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
64	苦情解決	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
65	地域との連携等	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
66	事故発生の防止 及び発生時の対 応	◎	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
67	会計の区分	△	特定教育・保育施設と同じ	国基準 のとおり
68	記録の整備	△	①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなら ない。 ②支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなら ない。 ・特定地域型保育の提供に当たっての計画 ・提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ・支給認定保護者に関する市長への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び処置についての記録	国基準 のとおり

3 特例施設型給付費に関する基準

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
69	特別利用地域型 保育の基準	◎	①1号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ②特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る1号認定子どもの数及び事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 ③特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、「特定地域型保育事業者の運営に関する基準」の規定を適用する。（一部の項目を除く）	国基準 のとおり
70	特定利用地域型 保育の基準	◎	①2号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ②特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る2号認定子どもの数及び事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 ③特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、「特定地域型保育事業者の運営に関する基準」の規定を適用する。	国基準 のとおり

4 附則

No.	項目	従う又は 参酌す べき基準	国の基準	茨木市 基準
71	特定保育所に關 する特例	◎	①利用者負担額の読み替え、施設型給付費の読み替え、利用申込み に対する正当な理由のない提供拒否の禁止等の適用除外、あっせ ん調整及び要請に対する協力の適用除外	国基準 のとおり
		△	②市長から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における 保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、 これを拒んではならない。	国基準 のとおり

No.	項目	従う又は 参考す べき基準	国の基準	茨木市 基準
72	施設型給付費に 関する経過措置	①	① 1号認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合における経過措置（読み替え）	国基準 のとおり
			② 1号認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合における経過措置（読み替え）	国基準 のとおり
73	利用定員に関する 経過措置	①	①小規模保育C型にあっては、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、「利用定員①」中、『「6人以上10人以下』とあるのは『6人以上15人以下』とする。	国基準 のとおり
74	連携施設に関する 経過措置	①	①連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4項に規定する事業による支援その他の必要な支援を行うことができると市長が認める場合は、「特定教育・保育施設との連携①」の規定にかかわらず、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	国基準 のとおり

※法=子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）